

2008年（平成20年）6月 6日

指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防支援事業者  
指定介護予防訪問介護事業者  
指定介護予防通所介護事業者  
指定介護予防通所リハビリテーション事業者 様

藤沢市長 海老根 靖典  
(公印省略)

介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係るQ&Aについて（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては平成20年5月26日付けで神奈川県保健福祉部高齢福祉課長より「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」の送付があり、その中に介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係るQ&Aが記載されており、このQ&Aの内容について、次のとおり、厚生労働省に確認しましたのでお知らせします。

なお、このQ&Aの適用については、7月サービス提供分からとし、過去の請求分については適用しない取扱いとします。

【厚生労働省確認事項】

- 1 このQ&Aは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日付け老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0170001号）におけるサービス種類相互の算定関係についてが根拠になっている。
- 2 介護予防特定施設入居者生活介護費等とは、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費を含む。
- 3 介護予防訪問介護費等とは、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費を含む。
- 4 各施設への入退所日は日割り日数に含めない。
- 5 月途中のサービス開始、終了、保険者間での転入・転出、医療機関への入退院については通常どおりの取扱いとし、このQ&Aは適用されない。

以 上

事務担当 介護保険課 総務・給付担当（新館2階）  
電 話 0466-25-1111（内線）3141  
F A X 0466-23-5174